

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年8月31日

京都市長 榎 本 頼 兼

京都市規則第49号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第13条生活福祉部の款地域福祉課の項第11号及び保険年金課の項第8号並びに子育て支援部の款児童家庭課の項第10号中「及び区役所支所」を「、区役所支所及び区役所出張所」に改め、同条長寿社会部の款長寿福祉課の項中第13号を第14号とし、第7号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 敬老乗車証に関する事。ただし、区役所、区役所支所及び区役所出張所の所管に属するものを除く。

第13条保健衛生推進室の款地域医療課の項第15号中「休日急病診療所」を「急病診療所」に改める。

第14条都市景観部の款風致保全課の項第1号及び第3号中「都市緑地保全法」を「都市緑地法」に改める。

附 則

この規則は、平成17年9月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)